

新潟市技能労務職員の給与等に関する規則及び新潟市単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月6日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第42号

新潟市技能労務職員の給与等に関する規則及び新潟市単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(新潟市技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

第1条 新潟市技能労務職員の給与等に関する規則(平成17年新潟市規則第69号)の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(給与の地域別最低賃金の保障)

第9条 給与条例第20条に規定する方法により算出された職員の勤務1時間当たりの給与額が新潟県における最低賃金法(昭和34年法律第137号)第9条第1項の地域別最低賃金(以下この条において「新潟県最低賃金」という。)の額を下回る場合は、勤務1時間当たりの額が新潟県最低賃金の額となる額を当該職員の給与の額とする。

(新潟市単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正)

第2条 新潟市単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与に関する規則(令和2年新潟市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(地域別最低賃金の保障)

第6条 条例第15条第1項に規定する方法により算出されたフルタイム会計年度任用技労職員の勤務1時間当たりの給与額が新潟県における最低賃金法(昭和34年法律第137号)第9条第1項の地域別最低賃金(以下この条において「新潟県最低賃金」という。)の額を下回る場合は、勤務1時間当たりの額が新潟県最低賃金の額となる額

を当該フルタイム会計年度任用技労職員の給与の額とする。

- 2 条例第15条第2項から第4項までに規定する方法により算出されたパートタイム会計年度任用技労職員の勤務1時間当たりの報酬の額が新潟県最低賃金の額を下回る場合は、勤務1時間当たりの額が新潟県最低賃金の額となる額を当該パートタイム会計年度任用技労職員の報酬の額とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新潟市技能労務職員の給与等に関する規則及び新潟市単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与に関する規則の規定は、令和5年10月1日から適用する。